

Title	マーカンチリズム時代の主権及び財産理論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1932
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.26, No.1 (1932. 1) ,p.1- 47
JaLC DOI	10.14991/001.19320101-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19320101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

刊新最

世界經濟問題叢書 第三編

インタナショナル
の
理論

四六判クロース
頁 二七〇
定價一・五〇
送料・一〇

目次大要

- 第一章 インタアナシヨナルの必然性
第二章 インタアナシヨナルの思想
第三章 第一インタアナシヨナルにおける連横關係
第四章 第二インタアナシヨナルにおける主要問題
——改良主義と戰爭問題——
第五章 第三インタアナシヨナルの基礎理論
——主としてその國家論——
第六章 ロシア社會主義建設の理論

廣州華立大學教授

金原賢之助著

世界經濟問題叢書第一編

國際金融總論

四角判クロース 二六〇頁
價一・五〇 税二〇

廣應義塾大學教授

伊藤秀一著

世界經濟問題
叢書第貳編

世界經濟概論

四六判クロール二六〇頁
價五〇税二〇

三田學會雜誌 第二十六卷 第一號

マーカントリズム時代の主權及び財産理論

高橋誠一郎

►

封建的社會裡に在りて、第三階級が次第に興隆し、舊來の支配階級たる封建の貴族に對抗するに至れる時、其の同盟者と爲れるものは、新たに勢力を増大しつゝありし民族的國王なり。然れども、之れを英國に就いて觀るに、其の政治的發達は幾多の點に於いて歐洲大陸に於けると同一に非ず。此の國に於ける貴族及び庶民間の結合は他の國々に於けるよりも一層密接なるものあり。而して此の時代に

第二十六卷

マーカンチリズム時代の主権及び財産理論

第一號

—

發行所

(五三一京東替振) 町保神通區田神市京東
(八二一二二阪大替振) 通下座波阿區西市阪大

株式會社

館文同

於ける國王は常に必ずしも一般人民の味方たるものに非ずして、彼れ等は往々領主に代りて人民の掠奪者と爲れりと雖も、此の國に於いては早くよりして確然たる制限が王權の上に設けられつゝありしを観る。臣民の諸權利は戴冠式の宣誓、祭狀、及び誓文によりて王權に對して保證せられたり。加之陪審制度及び可なり獨立せる司法官は更らに國王の專制權を制縛せり。(William Archibald Dunning, A History of Political Theories from Luther to Montesquieu, 1923, pp. 193-194; Raymond G. Gettel, History of Political Thought, 1924, p. 195.)

サー・ジョン・フーアテスキュー(Sir John Fortescue)は君主政體と立憲政體とを結合せる英國の政體を讚美せり。De Regimine Principum.の著者は專制君主政體(dominium regale)を以つて最も酷く神の權威に類し、從つて又至善に接近すること最も大なるものと信じたりと雖も、而も彼れは立憲政體(dominium politicum)が暴君惡王の支配に優ることを承認せり。這般の區別は固と法を有せざる統治と法に従へる統治との間に劃せられたるアリストテレースの區別に發するものなり。(Ibid., Lib. III.)。フーアテスキューは是れ等の兩政體を結合せる第三の形態を稱して立憲君

主政體(dominium politicum et regale)と呼ぶ。此の種の政體はヘブル及び初期の羅馬國を特色附くるものにして、そは又現實の英國に看出さるゝ所のものなり。「蓋し、英王國に於いては、國王は領内の三階級の協賛なくして法律を制定し、若しくは其の臣民の上に國用補助金を課することなきが故なり。加之、該王國の判事すら、縱令ひ、彼れ等が之れに反する主權者の命令を受くるも、總べて其の宣誓に依りて國法に背ける判決を下すことなきの義務を負ふなり」。(De Natura Legis Naturae, I, xvi; cf., De Laudibus Legum Angliae, cap. ix; On the Governance of the Kingdom of England: otherwise called the Difference between an Absolute and a Limited Monarchy, cap. i, ii.)。彼れ曰く「ニムロデの自負は初めて人々の上に支配權を篡奪せり、而も尙ほ是れ等のものよりも更らに良好なるか、若しくは更らに便宜なる何物と雖も、人間種族の上に起ること能はざりしなり、蓋し總べての物が従前の如く共同に残り、而して地上の人々の上に何等の支配權も存することなかりしならんには、人間の罪過以後、公務は人間に對して頗る有害に遂行せられしなる可く、而して正義の缺如によりて人間種族は相互の虐殺によりて自己を寸斷す可かりしが故なり」と。「斯くて國王の主

權は、縱令ひ、不信者の下に於いて、若しくは不信者より生ずるも、尙ほ自然に、又自然法の掟によりて其の起原及び存在を取得せるなり」。(Potestas regia... sub sola... lege naturae sumpsit exordium. — De Natura, op. cit., I. v.)

フーアテスキューは又庶民をして叛逆することを得ざらしむるが爲めに、之れを長く貧困の状態に置くは策の得たるものなりや否やの問題を論じて、第一に英國の強味は其の射手に存す、而して若し射手の補充せらるゝ階級にして窮乏によりて氣力を喪ふに至らば、該國家は其の最強力なる防禦線を失ふ可く、第二に、貧民は常に暴動を敢てするの傾向最も大なるものなるも、而も蓄財を行へる者は其の財貨を失ふの恐怖によりて之れを好まざるものなりと做す二個の解答を與へたり。是れ等の人々にして結合するとせば、そは貧民が暴力によりて彼れ等の財貨を奪ふ可きを恐るゝが爲めなり。人々は財貨の缺乏によりてか、又は正義の存せざるが爲めに蜂起するなる可し。而もフーアテスキューは彼れ等が財貨を缺ける際には、彼れ等は正義を缺くと稱して蜂起するなる可しと思惟せり。(The Governance of England: otherwise called the Difference between an Absolute and a Limited Monarchy,

ed. with notes by Charles Plummer, 1885; The Social & Political Ideas of Some Great Thinkers of the Renaissance and the Reformation, ed. by F. J. C. Hearnshaw, 1925, p. 78.)

II

洵に、王權は庶民の同意に出づると做すの觀念は既にフーアテスキューに依りて暗示せられたるが如きも、而も「西班牙に對する恐怖の念、其の中心を王政に置ける強大なる國民的精神、國王の主たる敵手たりし貴族の薔薇戰爭中に於ける衰頹、此の王國の物質的繁盛並びに國王の指揮の下に立てる國立教會の設立等は總べて皆、專制政治とフーアテスキューの稱讃せる自由に對する專斷なる干涉に傾かしめたり」。斯くて君主神權説は支配的地位に立つに至れり。(Gettell, op. cit., p. 196.)

フランダー羊毛工業の發達及び其の結果たる羊毛の價格騰貴は、チャード王朝時代の英國に於いて、牧場の經營をして著しく有利ならしめ、共用地及び未開墾地の多くを圍牆せしめ、大牧場を形成するに至らしめたり。營利的精神は郷紳の多くを捕ふるに至れり。資本的牧畜業の暴虐は田園と村落とを破壊するに至り、農村より驅逐せられたる農民は都市に蝟集せり。ジャク・ケード (John Cade) を首

魁とせる一千四百五十年五月及び六月のケント人一揆は實に共同團體の權利を保護するの力ある強大なる中央政府を熱望するものなりき。而も新たなる中央集權的國家は必ずしも地方小農民の擁護者に非ず。國王の豪華と功名心とは幾度か國庫を空竭せしめたり。蘇國に對する戦費を支辨するが爲めに課せられたる苛税は、終に一千四百九十七年、トーマス・フランモック(Thomas Flamock)等の一揆をコーンウォールに激發せり。「ユートピア」篇の作者サー・トーマス・モアは特に資本的牧羊業の發達と關聯せる小農民階級の經濟的窮迫に動されて、共產主義的組織の下に於ける平和と充實の新制度を描寫せるなり。農民の不安は其處此處に爆發せり。一千五百三十六―七年にはロバート・アスケ(Robert Aske)を首領とせるヨークシャー及びリンカンシャーの一揆即ち「The Pilgrimage of Grace」はヘンリー八世の教會的及び政治的改革によりて誘起せられ、又ノアフォークのウォルシンガムに於ける「郷紳」に對する一揆は事前に發覺して其の首領等は處刑せられたり。而して一千五百四十九年、英國小農民の一半は土地に對する彼れ等の自然權を擁護するが爲めに蜂起せり。即ちロバート・ケット(Robert Ket)のノアフォーク

叛亂にして、是れ實に村落共同團體の破滅に對する最後の大抗議なりき。(Nicholas Sotherton, *The Commotion in Norfolk*, 1576; Alexander Nevile, *De Furoribus Norfolkensium*, 1575; Blomfield, *History of Norfolk*; F. W. Russell, *Kett's Rebellion in Norfolk*)。

國民的膨脹と商業的開發の時代は遂は平等の觀念を破壊せり。フランシス・ベーコンの理想國「新アトランチス」即ち其の住民の所謂 *Bensaleen* は財産上の差別及び社會階級別等の點に於いて當時の歐洲の實情と殆んど何等の相違なきものゝ如く、そは單に應用科學の多様な作用と生産力の異常なる發達とによりて人類の幸福を齎す可き國土なり。發見の時代に生を享けたるベーコンは後世に於ける産業上の大發明時代の傳令たるの地位を保持せるなり。(昭和四年版拙著「經濟學前史」七二六―八頁參照)。

三

ベーコンは其の「貴族論」中に於いて「偉大にして有力なる貴族は君主に對して威嚴を加ふるも、其の勢力を滅殺し、而して人民に生命と精神とを注入するも、彼れ等の繁榮を抑壓す」と論じたるが、(*The Moral and Historical Works of Francis Bacon Lord*

Verulam and Viscount St. Albans including his Essays Apophthegms, Wisdom of the Ancients, New Atlantis, Life of Henry VII, etc. with an introductory dissertation and notes by Joseph Devey, 1913, p. 37.) チェードア王朝の執れる政策の結果として、政權は貴族よりして郷紳及び商業階級に移り行けり。而してベーコンが其の「エリザベス女王」中に所謂此の王國を征服せんとする西班牙の野心満々たる奇怪非道の計畫が失敗に歸すると共に、強大なる權威に對する必要は減じて、統治四十四年「而も其の慶福を越えて生き残ることなかりし」エリザベス女王の死と共に、國民的統一、利益及び安全の闘士として能く獨裁的に統治するを得たる支配者に對する歸依は終滅するに至れり。(ibid., pp. 488, 481.)

チェードア諸王が中層階級の援助を贏ち得たるは物質的繁榮に依るものなるが、ジェームズ一世は此の階級に對して這般の繁榮を保證することを得ざりき。ジョン・セルデン(John Selden)は曰く「國王は恰も一家に於いて一人が食料を購ふが爲めに指命せらるゝが如く、人々が平和の爲めに彼れ等自身の爲めに作りたる物なり」と。(The Social & Political Ideas, op. cit., pp. 62-63.) 而して富裕なる郷紳ジ

エリオット(John Eliot)と「ハンペンデン」(John Hampden)及び「ピム」(John Pym)等の事業によりて庶民院は英國の政治上に於いて最高の地位に立つに至れり。而して王黨敗北の後、議會と軍隊との間に起りたる不可避の分裂は後者をして國家を支配するに至らしめたり。革命は終に急進團體をして權力を收むるに至らしめたり。斯くの如き間に於いて政治理論の基礎は著しく憲法的及び法律的根據より自然權説及び人間平等説に移されたり、而して是れ等のものは又、教會的主張よりも、合理的主張によりて多く支持せられたり。(Gettell, op. cit., p. 204.) 人本主義が信仰と理性の兩界域の間に設けたる境界は第十七世紀に於いて除去せられ、理性は信仰の王國に侵入し、而して革命的興奮の時機に於いて禮拜せらるゝに至れり。(M. Beer, A History of British Socialism, vol. I, 1920, p. 50.)

「ディigger」(Digger)運動の指導者「ゲラード・ウィンスタンリー」(Gerrard Winstanley)は一千六百五十二年二月オリヴァ・クロムウェルに與へたる公開狀 The Law of Freedom in a Platform; or, True Magistracy Restored. に於いて「ノーマン人の兵力が我れ等の祖先を征服せる時、それは彼れ等より我れ等が英國の土地の自由の用益を奪ひ、

而して彼れ等をして其の奴僕たらしめたるものなるが故に、征服者を放逐し、我れ等の土地と諸自由とを取戻す可きことを訴へたり。(ibid., p. 3.)。然れども、土地は汝の同胞の有に非ずやと汝は云ふなる可し。而して汝は彼れと共に其れに就きて持分を要求するによりて他人の權利を奪ふこと能はずと。余は答ふらく、それは創造の權利か若しくは征服の權利かの孰れかによつて彼れのものたるなりと。若し創造の權利によりて彼れは大地を彼れのものと呼び、余のものに非ずと稱せんか、然らば彼れのものたるに等しく又余のものたるなり、蓋し兩者を造れる全創造の精神は人によつて差別を立つるものに非ざるが故なり。而して若し征服によつて彼れは大地を彼れのものと呼び、余のものに非ずと稱するとせば、それは國王の庶民征服によるか、若しくは庶民の國王征服によるかの孰れかならざる可らず。彼れにして若し國王の征服に基きて大地を彼れのものとして要求するとせば、國王は今や打ち破られ、放逐せられて、這般の權利は廢棄せられたり。彼れにして若し庶民の國王征服に基きて大地に對する權利を彼れのものとして要求するとせば、余は余の同胞と等しく土地に對する權利を有す、蓋し總べての者は戰役を行

ふが爲めに助力せるが故なり。(ibid., pp. 9-10.)。

5「賣買は正法には非ざるか。否、それは征服者の法にして、創造の正法に非ず、瞞着が如何にして正當たり得るか。蓋し惡しき馬又は牡牛、若しくは一定の惡しき貨物を有する時、彼れは或る單純正直なる人又は其の他のものを瞞着するが爲めに市場に之れを送り、而して彼れが歸宅せる時は、其の隣人の損害を嗤笑するが如きは一般に行はるゝ所に非ずや。人類が賣買を開始せる時、彼れは其の無辜より墮落せるなり、即ち茲に彼れは互に彼れ等の創造の生得權を抑壓し、欺瞞し始めたが故なり。斯くて例へば、土地が三人の人に屬し、而して彼れ等の二人が大地を賣買し、而して第三のものが何等の承諾をも與へずとせば、彼れの權利は彼れより奪はれ、而して彼れの後裔は相戦ふに至らしめらるゝなり」。是に於いて乎、王領地及び寺領地は一般の使用に供せられずして、今や又軍隊の土地横領士官及びあらゆる種類の投機者に賣却せられて、貧民を侮辱せり。這般の賣買は斯くの如き、所爲に對して充分に人類を苦めたる不平と戰役を過去に於いて誘起し、而して今猶ほ誘起するなり。而して世界の諸國民は這個賣買の欺瞞的方法が王權の殘物と共に

投げ出さるゝまでは斷じて其の劔を犁頸に、又其の槍を刈込鋏に鍛へ直し、而して戦役を廢することを學ばざる可し。(ibid. p. 12.)

ウインスタンリーに従へば、何人とも雖も、彼れ自身の勞働に依るか、若しくは彼れを助けつゝある他人の勞働に依るか、何れかに非ざれば富むと能はず。若し或る人が其の隣人よりして何等の援助を受くることなくば、斷じて彼れは一ヶ年數百若しくは數千の收益を擧ぐる財産を積むことなかる可し。而して若し他人々が彼れを助けて勞作するとせば、是れ等の富は彼れのものたるに等しく、又其の隣人のものなり、蓋し是れ等のものは彼れ自身の其れと等しく、又他人の勞働の收果たる可きが故なり。然るにあらゆる富人は彼れ等自身の其れに依らずして、他人の勞働に依つて自ら衣食し、安易の生活を送るなり、そは彼れ等の恥辱にして、其の高貴に非ず、蓋し受くるよりも與ふるは更らに恵まれたるものなればなり。然るに富人は彼れ等が勞働者の手より受くる總べてのものを收受し、而して彼れ等の與ふる所のものに於いては、彼れ等は他人の勞働を讓與して、彼れ自身の其れを以つてすることなし。ウインスタンリーに従へば、一の共和國を平和に治むる

眞の「基礎的自由」(Foundation-Freedom)「眞の共和國的自由」(True Commonwealth Freedom)は自由なる大地の享樂に存す。眞の自由は人が彼れの榮養と保全とを受くる所に存す。人は肉體を支ふ可き食物を有せざるよりは、寧ろ肉體を有せざるに如かず、爰に於いて乎、同胞より同胞への抑制は壓迫且つ束縛なり。「余は今、壓迫者及び被壓迫者間の關係に於いて言ふなり、余は此處には内部的束縛には關與することなし、正しく之れを吟味するならば、貪婪、驕慢、偽善、嫉妬、憂愁、恐怖、自暴自棄及び狂氣の如き精神の内部的束縛は總べて或る種の人民が他のものゝ上に課せる外部的束縛によつて生ぜしめられたることを余は確信するも」(ibid. pp. 17, 18.)

ウインスタンリーは遠大なる社會的及び經濟的改造によりて伴はるゝに非ざれば、政治的變革が重要な意義を有せざることを主張せり。彼れに従へば、統治は總べての住民が彼れ等の生ひ立てる土地に於いて充實と自由の裡に平和に生活し得るやうに、特殊の法規の遵奉に依りて大地及び人類の生活狀態を賢明且つ自由に整齊するに在るなり。(ibid. p. 25.) 這般の統治は自然の法に従つて作用す。而して其の自然法は肉體の傾向をして自然法の合理的過程より逸出せしめ

ざるやうに理性によりて支持せらる。(ibid., p. 30)。這般の共和國に在りては、土壤、仕事場及び倉庫は共同管理の下に置かる可きものなり。他の或る者をして或る物を彼れより買ひ、若しくは或る物を彼れに賣らしめんと試みたる者は十二個月の自由の喪失を以つて處罰せらる可きものなり。實際に土地若しくは土地の果實を賣れる者は死を以つて處罰せらる可きものなり。此の地面は彼れ自身のものにして其の同胞のものに非ずと稱したる者は十二個月の強制労働を宣告せられ、而して彼れの言葉を其の前額に烙印せらる可し。何人と雖も、労働を雇ひ、若しくは自己を被傭労働として貸出す可らず。手傳を要する者は若き人々若しくは労働監督によりて「下部」として明記せられたるが如き者の勤務を利用するを得可し。這般の規則を侵犯せる者は總べて十二個月の強制労働に服せしめらる可し。金銀は鑄貨たらしめらる可きものに非ずして、唯だ皿、コップ等家内の什器に仕上げらるゝを得可きものとす。労働は貨幣の介在なくして労働と交換せらる可きものとす。貨幣が總べての支配を有する所に於いては、總べて人に爲られんと欲することは爾曹亦人にも其の如く爲よ」と命じたる「黄金律」は全然遵奉せらるゝこ

となし。雷だに正義が賣買せらるゝのみならず、不正すら往々にして貨幣に對して賣買せらる、而してそはあらゆる戦役及び壓制の原因なり。許されたる唯一の例外は、貨幣の支拂を固執する他國との交換行爲なり。而して大地と倉庫とはあらゆる家族に對して共同なる可きも、而もあらゆる家族は現在に於けるが如く別個に生活す可きものなり。而してあらゆる人の家屋、妻子及び彼れの家屋裝飾用具若しくは彼れが倉庫より携へ歸りたるか又は其の家族の必要なる用途に備へたる總べての物は悉く該家族の平和の爲めに之れに對する財産たるなり。「あらゆる人の家屋、家具及び彼れが倉庫より齎す食料は専ら彼れ自身に屬するものにして、同様に妻は専ら其の夫に、而して夫は其の妻に屬するものなり」(ibid., p. 24)。

初めウインスタンリー若しくは其の同志の一人は一千六百四十八年十二月 Light Shining in Buckinghamshire—A Discovery of the Main Ground, Original Cause of all the Slavery of the World, but chiefly in England. Presented by way of a Declaration of many of the Well-affected in that County, to all their poor oppressed Countrymen in England. And also to the consideration of the present army under the conduct of the Lord Fairfax. の題下に於て

デイガールの最初の出版物を出し、而して是れより一ヶ月の後に於いて、ウインスタンリーは其の *New Law of Righteousness: Budding forth to restore the whole Creation from the Bondage of the Curse. Or a glimpse of the new Heaven and the new Earth, wherein dwells Righteousness.* を出版して神秘的なる宗教的語句の多くを以つて其の土地共有の提案を披瀝せり。

其の説く所に據れば、初め人間は完全に創造せられたるも、其の後自愛、貪婪及び肉體的煩惱に従ふによりて其の本來の地位より墮落せり。之れに續いで土地の領有、賣買、「我が物」及び「汝の物」の區別、財産を擁護す可き市民法を生ずるに至り、而して其の結果として人々をして彼れ等の母たる大地より榮養を求むることを抑制することゝ爲れり。斯くの如きは總べて不正の所業、換言すれば、普遍的自由の源泉を堰き止め、而して天地萬物を束縛、悲歎及び涙の呪詛の下に致せる最初のアダムの所業なりき。蓋し地所を彼れ等のものと呼ぶ領主と此の特殊の財産を擁護する支配者の存する限り、庶民は自由ならざる可し。其の太初に於いて存したるが如く、大地をして共同の寶庫たらしむるによりてのみ、最初のアダム、即ち貪婪、

自負及び嫉妬は除去せらるゝを得可くして、而も何物と雖も富者より奪はる可きに非ず。「富者にして猶ほ此の『余のもの』及び『汝のもの』なる所有權を固持するとせば、彼れ等をして自己の手を以つて自己の地所を耕耘せしめよ。而して大地は『我れ等のもの』にして『我がもの』に非ずと稱する庶民をして共に勞働せしめて、其有地、山岳及び丘陵の上に共に麴麴を食せしむ可し。蓋し、構園地が斯く斯くの人土地と稱せらるゝが如く、共有地及び荒地は庶民のものと稱せらるゝが故なり。而して世人をして正しく大地を耕耘するは何人なりや、又神が祝福を與ふるは何人なりやを知らしめ、彼れ等をして大地を相續す可き人民たらしむ可し。何人も其の權利が彼れ等より奪はるゝと云ふを得ず。即ち富者をして獨り彼れ等自身のみにて勞作せしめ、而して貧民をして彼れ等自身によつて相共に勞作せしむ可し。富者は彼れ等の構園地に在りて、『こは我が有なり』と稱し、而して貧民は共有地上に於いて、『こは我れ等のものなり、大地と其の果實は共同なり』と言ふ。而して斯くするによつて何人か貧民の爲めに害せられ得可き。自己が安樂に生活し得るが爲めに其の卓越を維持す可く、此の惡魔(特殊の利益)の爲めに貧民をして猶ほ

勞作せしめんと欲する貪婪、傲慢、怠慢且つ放縱なる人間の外何者も害せらるゝものなし。少數の貪婪傲慢なる人々をして永く安樂に生活するを得せしめ、而して彼れ等の爲めに他人を排して、大地の財寶を窃取し、納屋に集積せしめ、他をして實多き土地に於いて乞食するか若しくは餓死せしむるが爲めに大地は造られたるか、又はそれは總べて彼の女の子を維持するが爲めに造られたるか。理性と豫言者及び使徒の書をして判斷を下さしむ可し。(中略)。蓋し大地は神のもの、それは正義の傳播力にして、死滅する貪婪傲慢なる肉體の相續財産に非ざればなり。若し或る者にして彼れは穀物又は家畜を造りたりと稱するを得ば、彼れは「それは我がものなり」と云ふを得可し。然れども、若し神が彼れの被造物の使用の爲めに是れ等のものを造りたりとせば、必然大地は總べてのものに對する共同の寶庫たる可く神によりて造られたるものにして、或る者に對する特殊の寶庫たるものに非ざるなり。或る者が他の者の上に有する支配權及び君權を廢棄せよ、人類の全體は一の生ける世界に外ならざればなり。禁錮、笞撻及び死刑を廢止せよ、是れ等のものは、呪ひの所業に外ならざればなり。是れまで何等の土地を有するとなく、貧窮

の爲めに強盜盜を行ふの已むなきに至らしめられたる者をして、今後、あらゆる人が其の創造の利益を享有し、而して自己の額の汗を以つて自己の麵麴を食するを得るやうに、其の上に勞作す可き土地を靜かに享有せしむ可し。蓋し必然此の我がもの及び汝のものと云へる特殊の財産は人民の上に總べての災厄を齎せるが故なり。第一にそれは人民をして互に他のものを偷むに至らしめたり。第二にそれは偷める者を縊るの法律を制定せしめたり。それは人民を誘ひて惡事を行はしめ、而して後、之れを行へるが爲めに彼れ等を殺すなり。總べてのものをして斯くの如きものが大なる惡に非ざるや否やを判斷せしむ可し」(L. H. Berens, *Digger Movement in the days of the Commonwealth*; Joseph Clayton, *Leaders of the People. Studies in democratic History*, pp. 295-296; Beer, op. cit., pp. 66-67.)。

四

吾人は廣義に於けるマーカンチリズムの學說を以つて、中央の主権によりて行はるゝ獎勵若しくは制限に由り、私的及び部分的利益をして國民的強大及び獨立を助成す可き共同の利益と一致せしむ可き組織的商工國建設の時代に於ける實

實際的活動の理論的方面と做し、狹義に於けるマーカンチリズムの其れを當時に於けるブルジョワ的利害、殊に此の時代の代表的ブルジョワたる商人階級的利害並びに特殊商人の關與せる業務上の利害の見地より主張せられたる理論と觀たり。〔三田學會雜誌〕第二十五卷第十一號所載拙稿「マーカンチリズムの人口學說」二―五頁參照。然れども是れ等二種のマーカンチリズムの間には最初よりして一定の矛盾を藏せり。廣義に於けるマーカンチリズムの根本的傾向は專制主義的統制的全體のなりき。そは一切の經濟的關係を整理するの任務を個人に求めずして、之れを國家及び政府に歸せり。然るに狹義のマーカンチリズムは個人主義的、自主的、特殊的にして、獨り當時のブルジョワ的利害、殊に商人的利益を擁護し、増進し得る限りに於いてのみ、國家及び政府の統制及び干渉を希望せり。當時の商人は一定の國家的統制が彼れ等特殊の利益を損傷するものと認めたる時、陰に陽に之れに反抗するの舉に出でたり。斯くの如き傾向は國王及び市民階級に取り共同の敵たりし封建の貴族が既に其の實力を失ひて、單に朝廷の貴族と化し、王室と利害を共にするに至り、而して商業の發達と共にブルジョアジイが次第に

實勢力を獲得し、鞏固なる地位に立つに至ると共に顯著と爲れり。彼れ等は嘗だに經濟上の自主と自由とを覓めたるのみならず、更らに進んで國家に於ける最高權力を覬覦するに至れり。

斯くてマーカンチリズムが其の發達の歩を進むるに連れて、政治哲學の領園に於いては、人間の社會生活に對する個人主義的觀念は漸次其の勢力を増大するに至れり。而して其の間に於いて神學は倫理哲學に從屬し、信仰は理性の前に其の力を失ひつゝ、ありしなり。倫理哲學の神髓は自然法なり。ヘールズのアレグザンダー (Alexander de Ales) の如き中世神學者に従へば、自然の狀態即ち罪過以前に於いては一切諸物の共有と一切平等の自由行はれたるも、而も人間性墮落の狀態即ち罪過以後に於いては私有財産の誘入を必要ならしめ、又、臣屬關係を發生せしめたり。 (Summa Theologiae, iii, qu. 27.)。オツカムのウィリアム (William of Occam) に據るも亦、墮落前の時代に於いては、一切の物は共同に所有せられ、一切の人は悉く自由なりき。私有財産及び統治權は不正腐敗發生以後の時代に於いて其の發生を見たるものなり。私有財産及び統治の制度は、被治者の利益の爲めに、

又彼れ等の同意を経て誘入せられたる場合に於いてのみ獨り自然にして合理的なり。(Dialogus—Goldast, Monarchia, II, 932-934)。然るにジョン・ウィクリフ(John Wyclif)は罪障深き現實の世界に於いては強大なる王政を必要とすると説くと共に、他方に於いて共產主義は基督教理に違反するものに非ずと做して之れを擁護せり。洵に彼れに従へば、共有と結合せる統治權は自然的靈的にして、私有財産に基礎を有する統治權は人爲的頽廢的なり。(De Civili Dominio, I, c. 14, pp. 99-100)。然るに前記ウィンスタンリー及び其の同志の主張は專制政治及び寡頭政治を排すると共に、土地私有權に反對するものなり。而も今や經濟的利害の重要性次第に加はり、富力大なる新興商人階級の勢力愈々増大するに連れて社會契約説は近世の倫理哲學中に再び其の姿を現すに至れり。而して吾人が茲に先づ述べんとするホッブズによりて社會契約の上に打ち建てられたる專制主義の不自然なる解釋は、實際界に於ける政變の結果として、終に人民主權説に其の地位を譲るに至り、而して財産權の擁護は政治的社會の主たる目的と思惟せらるゝことゝ爲れり。政治科學に個人主義的思索方法の路を開ける者の一人にして、英國の倫理的政

治的思辨に重要な影響を與へたる者はユートー・グロシウス(Hugo Grotius)なり。而してグロシウスが單に暗示せるに過ぎざるもの、即ち個人が政治哲學の出發點たることは偉大なる英國の政治哲學者トーマス・ホッブズ(Thomas Hobbes)によりて強き語勢を以つて明確に表示せられたり。彼れは自然權の原理に従つて嚴密に個人主義的方法に於いて人間の政治生活を解釋せる最初の人なり。而して人間の本性に關する彼れの見解は全然利己的なり。彼れは其の心理學的分析に於いて人間の行爲を強ふる自愛的感情の外何物をも看出すことなし。彼れは慈悲、尊敬、愛等の如き其の性質上他愛的なるの觀ある諸情緒すら結局利己的見地よりして説明し得るものなりと做せり。(The Ethics of Hobbes as contained in Selections from his Works, with an Introduction by E. Hershey Sneath, 1898, p. 13)。

ホッブズに據れば、國家は人間が政治的動物たるの原理よりして建設せらるゝと做すの理論は眞理に非ず。人間は初め訓練によつて社會に適するに至る。總べての人間に對して平等の愛たる可き人類の愛によつて社會が結合せらるゝに非ざることは明かなり。人々をして社會的に結合せしめたる動機は之れを彼れ

等の實際的交際に求めざる可らず。(De Cive, I, 2—Quo... consilio homines congregentur, ex iis cognoscitur quae faciunt congregati.)。彼れ等は彼れ等の利益を求むるか、然らざれば其の虚榮心の満悦を求む。(ibid.)。洵に私利は社會に於ける眞の原動力として認められたり。而して人類は全然満足せしめられたる心意の平靜に安んずることなく、其の欲望は絶えず一の對象より他の對象に向ひて進みつゝあるなり。古き倫理哲學者等の書中に説かるゝが如き「究竟目的」(Finis ultimus)若しくは「至高善」(Summum Bonum)なるものは存することなし。人世には永遠の平安なるもの存することなし、人世は無感覺なること能はざると等しく、欲求なく又恐怖なくして存すること能はず。(Leviathan, or the Matter, Forme, & Power of a Common-Wealth ecclesiasticall and civil, 1651, p. 47.)。是れ等永久に消滅することなき欲望の對象に到達するの手段を稱して或る人の「力」と謂ふ。(ibid., p. 41.)。而して縱令ひ各個人の嗜好には如何に大なる相違存するも、之れを満足す可き能力に於いては、あらゆる實際的目的に對し、總べての人の間に平等なりと稱するを得可し。固より各個人の間には有形無形の能力に於いて顯然たる相違の存することを認めざるを得ざ

るも、是れ等のものは結局事實上互に相殺するに至るなり。(ibid., p. 60.)。

斯くの如き能力の平等よりして吾人の目的に到達せんとする希望の平等生じ、斯くて又或る二人の者が同一物を欲求し、而も彼れ等は共に之れを享有すること能はずとせば、彼れ等は仇敵と爲る可し。(ibid., p. 61.)。是に於いて乎、人類自然の狀態はあらゆる人が他人を捕食し(homo homine lupus)、あらゆる人の手が其の隣人に對して振り上げらるゝ(bellum omnium contra omnes)狀態なりと主張せらるゝなり。而してホッブズは人類自然の狀態に在りては正不正の區別なく、社會の形成前に於いて、若しくは之れと關係なくして「正義」なる總念なく、而して最後に私有財産と稱せらる可きものなきを認めたり。即ち此の時代に於いては單に各人の取得するを得たるものが、其の之れを維持するを得る間のみ彼れの有たるに過ぎざりしなり。(ibid., p. 63.)。彼れは自然の狀態は即ち無政府の狀態なるを以つて、必然亦一般的闘争及び災禍なり、而して是れが爲めに安定なる國家を構成するの目的を以つて結合するは、斯くの如き個人の各個及び總體に取りて最大なる利益たるものなりと主張す。斯くてホッブズは人類の自然的狀態より政治的狀態に移るの

經過を述ぶるに當つて自然權(Jus naturale)及び自然法(lex naturalis)の間に明確なる區別を劃したり。自然權は單に各人が自己の存在を保全するが爲めに最良なりと思惟する所のものを行ふの自由を意味す。之れに對し自然法は自由よりも先づ第一に制限を意味す。そは人が據りて以つて其の生命を破壊するの行爲、若しくは不行爲を禁止す可き理性によりて創設せられたる教戒又は一般的準則を表す。自然權に據りて、各人は總べて其の欲望の或るものを満足す可きものに對して要求を有し、自然法に據りて、彼れは自餘の欲望の更らに確實なる實現の爲めに、其の權利の一定部分を拋棄するの已むなきに至る。(Ibid. p. 64)。

此の自然法の概念よりして確然同法の第一義は平和を求め、而して之れを守る事、即ち人類に自然なる戦争の状態より逸脱するに在りとの歸結を得可し。而も理性は各人があらゆる物に對する其の自然の權利を拋棄するに依りてのみ獨斷之れを實行し得可きを示す。其の拋棄は一般的にして、又相互的ならざる可らず。各人は互に其の自然的自由の行使を戒禁することを契約せざる可らず。斯くて平和を保證するが爲めに相互の同意によりて政治的團體を構成せる個人は

彼れ等をして畏懼せしめ、而して彼れ等の行動を導いて共同の便益に向はしむる一定の共同の權力に其の自然權を讓渡するの已むなきに至れり。這般の權力を收受せる個人若しくは團體は實に主權者なり。ホッブズが理論上君主制を選めることは明白なるも、而も彼れが中心の學説は君主政治、寡頭政治及び民主政治に對して等しく適用せらる可きものなり。然も彼れは主權は絶對不可分のものにして、單一なる機關に其の所在を看出さざる可らずと主張せり。而して彼れは進んで内亂の起源を諸權力が國王、貴族院及び庶民院の間に分割せらるゝと做す見解の普及に歸せしめんとせり。斯くの如き意見の普及なくんば、人民は斷じて分割せらるゝことなかりしなり。彼れに従へば、主權を取得するに二個の方法あり、第一は自然の優越なる力により死を以つて他を脅かして取得せる場合にして、第二は人々があらゆる他の者に對し、或る個人又は集合體によりて保護せらる可きを信じ、任意に之れに服従することを互に契約せる場合にして、兩者は其の本質に於いて共に契約的なりと雖も、而も殊に社會契約を例證するものは後者なり。(Ibid. p. 88)。

斯くの如き兩國家の絶対權の基礎は共に恐怖なり。唯だ前者に於いては人は權力を取得せる者を恐怖し、後者に於いては彼れ等は相互に恐怖するの相違あるのみ。多數が強大なる力を以つて之れを壓迫する者に服従するは、彼れ等が細心なる注意を以つて選擇せる者に服従すると同一の意味に於いて契約たるなり。而して兩者の場合に於いて一度、授與せられ若しくは承認せられたる權力は廢止せらるゝこと能はざるものなり。そは其の際に主權者に永久的に賦與せられたるものにして、主權者は任意の引渡によりて之れを拋棄することを得るも、而も之れを横奪せらるゝことを能はず。單に彼れが適法の保護を與へ、又其の國家を防禦するの力なきを明かにせる時に於いてのみ、服從の義務は消滅す。個人は彼れ自身によつて適法に行使せらるゝあらゆる權利に對して主權者に負ふ所あるも、而も主權者に對抗する何等の權利も存することなし。謂ふ所の自然法は政治上の權利の外に在る諸關係を支配するも、而も政治的權利を妨ぐることなし。ホッブズを以つて觀れば、財産は専ら政治的權利の力によりて存在す。彼れの意見に據れば、國家の榮養(Nutrition)は人生に資する物質の豊富に依頼す。此の榮養資料の

分配は「我がもの」及び「彼れのもの」即ち一言にして盡せば所有權の構成にして、總べての種類の國家に於いて主權に屬せしめらる。這般の分配に於ける最初の法制は土地其の者に關するものにして、本來土地の私領は總べて主權者の專擅なる分配より出でたるものなり。或る臣民が其の土地に於いて有する所有權は其の使用者に對しあらゆる他の臣民を排除するの權利より成るものにして、集合體たると君主たるとを問はず、其の主權者を排除す可きものに非ず。(ibid, p. 127-128)。(昭和四年版拙著「經濟學前史」七三三—七三五頁參照)。

ホッブズの政治哲學は強大にして安定なる中央政府の必要が國內の改革若しくは國際的和解の必要よりも遙かに緊切に感知せられつゝありし内亂及び共和政時代の混亂裡に成れるものなり。斯くの如き危機に際して彼れが無政府の害惡に對して敏感にして又秩序ある状態を偏重するに至りしは敢て怪むに足らざるなり。

彼れは一般に財産の蓄積に對して何等の反對をも行ふことなく、廣大なる土地所有權に對して異議を唱ふことなく、又約定せられたる總べての物の價值は契

約當事者の嗜好に由りて量定せらるゝ所にして、斯くて又正當なる價值(Just value)は彼れ等が自ら甘んじて與へんとする所のものなるが故に、吾人が購入せる所よりも高價に販賣し、若しくは或る者に對して其の當然受く可きもの以上を與ふるは不正に非ずと稱して、中世神學者の「正價論」を排斥せりと雖も、(ibid., p. 75.)而も必要なる國用、殊に戰費に應ずるが爲めに貨幣を調達するの困難を以つて國家の病患と做し、而して斯くの如き困難は、あらゆる臣民が其の地所及び財貨に所有權を有し、之れが使用に對して主權を排斥すると做すの意見より生ずるものと觀たり。(ibid., p. 175.)。彼れは又當時の商事會社の受くる利益に對する課税を主張せり。蓋し是れ等商人の結社の目的とする所は、國內及び國外に於ける販賣及び購入の獨占に由りて私的利益を大ならしむるに存し、而してそは必ずしも公共の利益と一致することなきものなるが故なり。是れ等二重の獨占は是れに由りて其の特權を享有せる團體をしてより、低率に購入し、高率に販賣するを得せしむるが故に、彼れ等に取りては有利なるものなり。這個二重の獨占は一部は自國の人民に取り、他は外國人に取りて不利なるものなり。然れども國內の商人をして、外國市場

に於いて購入を爲すが爲めには結束して一體と爲り、國內に於いては各人をして其の購入し、又は販賣し得る價格を以つて自由に賣買せしむるを得ば、國家に取りて頗る有利なる可し。即ち斯くの如くして彼れ等相互の競争は彼れ等が外國に於いて購入する貨物の價格を騰貴せしむることなく、獨り其の國內に於いて販賣する貨物を低廉ならしむるの作用を爲すが故なり。(ibid., pp. 119-120.)。ホッブズは國家的マーカンチリズムの爲めに商人的マーカンチリズムを統制し、人民の自由行動を制規すると共に、個人の創意を妨害することなく、公共の利益を以つて行爲の標準として安全なる中間の進路に向はしめんとせるものなり。

五

ホッブズの「レヴァイサン」によりて喚起せられたる回答中に在りて最も重要なものにして、革命によりて破壊せられたる君主政治に代る可き政體の最も系統的なる計畫は一千六百五十六年を以つて現れたるジェームズ・ハリントン(James Harrington)の *The Commonwealth of Oceana. To His Highness The Lord Protector of the Commonwealth of England, Scotland, and Ireland.* なり。本書は半は國家小説にして、半は政治

哲學上の論文なり。彼れの政治學説の基礎を形成するものは、財産の均衡なり。彼れに従へば、彼れの時代の當面せる困難は悉く國王の失政、徒黨の放縱若しくは人民の頑冥に基くものに非ずして、財産の均衡上に於ける變化に歸せしめらる可きものなり。

ハリントンンは總べての國家は共同の權利若しくは利益を基礎として設立せられ維持せらるゝ法の帝國にして人の其れに非ざるか、然らざれば、或る人又は或る少數の人々が一都市若しくは一國民を服従せしめ、而して彼れ又は彼れ等の私的利益に従つて之れを支配する人の帝國にして法の其れに非ざるかの孰れかなり。蓋し後者の場合には法は或る人若しくは或る少數家族の利益に従つて制定せらるゝが故なり。彼れに従へば、マキアヴェリ(Machiavel)は前者を復活せしめんとせる唯一の政治家にして、「レツァイサン」は之れを破壊せんとするものなり。(ibid., ed. 1887, p. 16.) 彼れはアリストテレスに従つて、政體を君主政治、貴族政治及び民主政治の三主要形態と其の墮落たる專制政治、寡頭政治及び無政府とに分てるも、(ibid., p. 17.) 而も其の論歩を進めて、プラトーンの「法律篇」に従ひ、統治の原

理を以つて内部的即ち精神上の財と外部的即ち財産上の財の二重のものなりと説明せり。精神上の財は叡智、深慮及び勇氣等の如き先天的若しくは後天的の徳にして、財産上の財は富なり。猶ほ其の外に肉體上の財、即ち健康、秀麗、力の如きものあるも、而も或る人若しくは或る軍隊が勝利若しくは支配を獲得せりとせば、それは彼れ等の先天的健康、秀麗又は力に依るよりも、彼れ等の訓練、武器及び勇氣に依る所多きが故に、彼れは之れを輕視せんとせり。(ibid., pp. 17-18.)

ハリントンンは權威(authority)と勢力若しくは支配(power or empire)の間に截然たる差別を設く。前者は精神財に、後者は財産財に對應す。人々が富に依頼するは、他のものに對するが如く任意のものに非ずして、必然且つ當面のものなるが故に、彼れは先づ富より始む。麴麴を缺ける者は彼れに食を給する者の奴僕たるが故に、若し或る人が全人民に食を供するとせば、彼れ等は其の支配の下に在るなり。支配は國內的、國民的なるか、若しくは國外的、領土的なるかの二種なり。國內的支配は所領(dominion)に基礎を有す。所領は不動産若しくは動産、換言すれば地所若しくは貨幣及び財貨の形態に於ける財産なり。殆んど何等の土地を有すること

なく、其の収入が貿易に存する都市に於ける外は、或る人が一領土の唯一の領主たるか、又は例へば其の四分の三と云ふが如き大部分を領有する場合には專制君主政治起り、少數若しくは一貴族、又は一貴族と僧職とが領主たるか、又は同様の割合に於いて人民を凌ぐ場合には、混成君主政治を生じ、而して全人民が地主たるか、又は少數者若しくは貴族團體の範圍内に於ける一人若しくは多人數が彼れ等を凌ぐことなき場合には共和政治を招徠するなり。(Ibid. pp. 18-19.)

ハリングトンは動産に對して多くの重要性を置くことなし。蓋しそは翼を有して飛び去るが故なり。單なる貨幣の所有に基礎を有する貴族政治を樹立せんとするの舉は企圖せらるゝこと極めて稀れにして、曾つて成功せることなし。然れども大部分は貿易に依つて存立し、又殆んど全く土地を有することなき和蘭及びデューアの如き國家に於いては、金銀財寶の權衡は前述の場合に於ける土地の其れに等しき重要性を有することある可し。(Ibid. p. 20.)

ハリングトンは、英國即ち彼れの所謂「オセアナ」に於いては、チュドア王朝治下に於ける土地所有權の發達によりて政治的革命的發生が不可避のものと爲れるこ

とを論述せり。彼れはヘンリー七世(即ち篇中のPanurgus)が家臣從者(retainers)の解放、土地讓渡法の變更、並びに獨立小農民の設定に資す可き諸法規の制定によりて封建的不動產の高を減じ、而して郷士(yeomanry)即ち中層人民(middle people)の所有を増加し、結局王位に對する脅威と化す可き勢力を養成せること、彼の後を承けたるヘンリー八世即ちCoranusが僧院の廢止によりて、貴族の頽勢と相俟つて、人民の勤勉に對して著大なる儲を齎し、彼の女と彼の女の人民との間に取り交はされたる間斷なき戀の手品を通じて其の治世をして一種のローマンスに變ぜしめたるエリザベス女王即ちQueen Partheniaの下に於いては、既に勢力關係の移動は彼女の女の賢明なる顧問をして全然貴族を無視するに至らしめたること、最後に人民が彼れ等自身の強味を感知するに至るの一事を除いては、今や王權の破壊に取りて何物も不足することなかりしこと、而して終に王國の筋力が弛緩せると同一程度に於いて争闘に際して強硬なる君主が其の僧侶よりして彼れの完全なる没落と爲れる不幸なる激勵を受けたることを叙せり。(Ibid. pp. 59-60.)

ハリントンは實に歴史及び政治的構造の經濟的基礎を説明せる最初の一人な

りき。ベルンシュタイン(E. Bernstein)は彼れの歴史解釋を以つて歴史的唯物主義への頗る重要な着歩を示すものと做せり。(Die Vorläufer des Neuren Sozialismus, I, 2, 1895, S. 653.)「オセアナ」が現れてより僅々四年にして王政復古を見たるの事實は此の國に於ける彼れの人氣を消滅せしめたり。而も財産の權衡に對して實質的變革を加ふるに非ざれば、中層階級の政治的支配は永く廢止せらるゝことはざるなり。然れども彼れは尙ほ農業を偏愛し、總べての富は翼を有するも、土地に於ける其れは「棲木に結び附けらるゝ」と做せる點に於いて舊來の偏見に囚はれたるものと稱せらるゝを得可し。(Prerogative of Popular Government, 243-5.) (G. P. Gooch, English Democratic Ideas in the Seventeenth Century, with supplementary notes and appendices by H. J. Laski, 1927, pp. 253-4.)

六

一千六百六十年に於ける英國の王政復古は又、政治理論の上にも反映せざるを得ざりき。ハリングトンは王政と相容れざる原理を宣傳する危険人物を以つて目され、遂に一千六百六十一年、倫敦塔に投ぜられ、長き禁錮の後に漸く釋放せらる

ゝを得たるも、而も其の間に破れたる彼れの健康は永く恢復することなかりき。ミルトン(John Milton)及びグードウィン(John Goodwin)の著は牛津大學のボードリイ圖書館より撤去せられたり。然れども絶對的忠節の時代は長く持續することを得ずして、所謂「危険書籍」(seditious books)の出版は再び始まれり。而してサー・ウィリム・テムプル(Sir William Temple)の政治的著述は王政主義者が新舊學說の間に行ふを必要と觀たる妥協的態度を知る上に於いて興味あるものなり。

テムプルは多數が富の程度を高むる場合には、彼れ等は次第に勢力を得るに至り、而して服従せしめらるゝこと困難と爲り、又彼れ等が漸次大なる所有を得るに至る場合には、彼れ等は安泰を欲するの念愈々切と爲り、斯くて又、總べての武装せる専斷なる勢力を懼れて、彼れ等自身の選擇に係る法律及び長官によりて統治せらるゝを欲求し、而して又、意見の交換は人々の智能を鋭利ならしめ、政治上の事項に關して餘りに多くの論者を生ぜしむることを認めたり。(An Essay upon the Original and Nature of Government, 1672—Miscellanea, 2 ed., 1681, p. 51.) 彼れは又、其の所謂「節儉及び勤勉」なる經濟的意識の發達が一定の政體に依るものなることを認め

なり。古來最も殷盛を極めたる商業國、タイル、カーセーデ、雅典、シラキウス、アグリジェンタム(Girgenti)、ローヅ、ヴェニス及び和蘭は孰れも共和國にして、其の中、初めに掲げたる六國が征服せられて專制的支配に従屬するに至ると共に其の貿易は衰頹せるか、若しくは壊滅せる事實に徴して、共和政體が貿易に取りて適當且つ自然なるものを抱有すると論結するを得可きが如し。然れどもブリュージュズ及びアントワープに於いて、商業が歴代の君主の下に繁榮を極むるに至りたるの事實は、そが自由國に於けると等しく善良なる君主と法治的君主政體の下に於いて隆盛を來し得ることを明かにするなり。專制暴虐なる權力の下に在りて商業が必然萎靡衰滅を來さざるを得ざる所以のものは、前者が一國の人口を充實せしむるに反し、後者は之れを空虚ならしめ、前者が人々をして彼れの取得せるものを自ら享樂し、若しくは之れを其の子女に遺すことを保證するに由りて勤勉を獎勵するに反し、後者は是れ等の二者を不確定ならしむるに由りて、勤勉を消滅せしめ、前者が商人を以つて國家を滿すに反し、後者は兵士を以つて之れを滿すに存するなり。(Observations upon the United Provinces of the Netherlands, 5th ed., 1690, pp. 213-

214)。而して彼れは又貴族及び郷紳の惡化に對する唯一の救済策を以つて富の増加を限定するに在りと主張せり。(Popular Discontents—Works, ed. 1814, vol. III, p. 36.)。

彼れは國家の起源を家族に求め「家族は小王國と爲るの觀あり、又王國は大家族に外ならざるの觀あり」と稱し(Essay upon the Original and Nature of Government, op. cit.—Miscellanea, p. 68)。而して權威に基礎を有する政體に次いで契約に基礎を有する政體は到るものと觀たり。唯だ彼れは其の最初のものを以つて、對等なる身分及び勢力を有する人々の間に於いて同意せらるゝよりも、寧ろ君主と臣民との間に締結せられたるの觀あるものと説けり。(Ibid., p. 76)。凡そ國家の構造は、ピラミッドを以つて總べての形態中に於いて最も堅固なるものにして、又其の基底愈々廣く、其の尖端愈々鋭ければ、そは愈々堅固と爲ることを吾人に教ふる建築術の定則によりて最もよく判斷せらる可きものなり。總べての政府の立脚す可き基礎は人民若しくは彼れ等の最大又は最強なる部分の同意なり。而してそが、彼れ等及び其の祖先が幾多の時代に互りて其の下に於いて生れ、且つ養はれたる權威を尊敬

するの念によつて、過去のものに對する反省より生ずると、又は彼れ等の享有する安易、豊富及び安全によつて、現在のものゝ意識より生ずると、若しくは又彼れ等が現在の政府より受くる恐怖、又は他の政府より受くる希望によつて、將來のものに對する意見より生ずるとを問はざるなり。(ibid., pp. 83-84.)

七

爾兩派に於ける穩和なる意見を有する人々の時代は將に去らんとす。凡そ一千六百四十二年の交に成り、久しく寫本として流布せるサー・ロバート・フイルマー(Sir Robert Filmer)の Patriarcha: or the Natural Power of Kings. は一千六百八十年、即ち著者の死後二十七年にして、ホイッグ黨革命を導ける軋轢が正に其の端を發しつゝありし時に於いて初めて上梓せられたり。彼れを以つて觀れば、人類自然の自由の教義は聖書の教理及び歴史、あらゆる古王國の不斷の慣行及び自然法の原理其の者と矛盾す。(Patriarcha, 2nd ed., by Edmund Bohun, 1685, p. 3.)。政治的權威の究竟原理は本源的平等の原理、又は國家設立の契約に非ず。神の創造の計畫に於いては、あらゆる世上の支配權、即ち人及び物を支配する至上權は悉く單一種のものなり。

總べての人は生れながらにして其の親に従屬す、而して國王の權威は父性の其れに基礎を有す。政治的及び經濟的(家政的)權威の間には何等の相違も存することなし。這般の支配權は創造に際して神によりて全部全體としてアダムに授與せられ、而して其の儘、彼れの後裔に譲渡せられたり。アダムの家族が人類の全體を構成せるの時、彼れによりて其の家族の上に行使せられたる家長的權威は、實に神の直接賦與に係る許可を有せし唯一無二の權威たりしなり。そは人類の始期を一貫して行はれたる所にして、又此の世界が大洪水の後、ノアの諸子間に分配せらるゝの基を成せり。(ibid., pp. 12-17.)。總べて古代の諸王は悉く皆、家族の父長にして、家族に屬するあらゆる人々及び財産の上に獨有にして無制限なる力を所有せり。後世に至り、國王と臣民との間に於ける家父的關係は消滅せりと雖も、而も這般の事實は治者によりて所有せられたる權力の性質に何等の變化をも生ぜしめたることなし。總べての國王は其の人民の父なるか、然らざれば、斯くの如き父の世嗣、又は斯くの如き父の權利の横領者なり。(ibid., pp. 17-20.)。上古の家長によりて行使せられたる無制限なる支配權は、國王の自然的勢力の典型なり。そは父

の命令に、又普遍なる有形的事實、即ち父性に、而して又人類の信憑す可き歴史に基礎を有する唯だ一種の權威なり。フイルマーの意見に據れば、羅馬は民主政治の下に成長して、世界の主人と爲れるに非ず、そは其の帝國を國王の下に始めて、皇帝の下に於いて完成せるなり。(ibid., p. 59.) 彼れは多衆の暴政に比す可き殘虐なる暴政なしと思惟せり。(ibid., p. 73.) 彼れは又人民が國王と結んで共に政治を行ふ混成的政體にも賛成するものに非ず。彼れは人民を以つて國王に對して判決を下し若しくは之れを廢することを得ざるものと做せり。(ibid., pp. 74-75.) 成法は國王の自然的及び父性的權力を侵犯するものに非ず。國王は法規に先んず。(ibid., pp. 80-82.) 法規を制定する國王は法規の上に高く立つも、而も彼れ等は法規に依りて其の臣民を支配するなる可し。(ibid., p. 97.)

フイルマーは、主権を以つて、法律的擬制によるの外、全然君主政以外の如何なる形態に於いても存在すること能はざるものと觀たり。彼れの主張に據れば、一定集團若しくは英國議會の如き團體の擬制的主権は必然倫理的權威を缺けるものなり。

八

フイルマーの舊著が世に出でたる一千六百八十年は黨派的爭鬭激烈なりし時代なり。而も主権に對する君主及び議會の主張の間に存したる長き爭鬭は一千六百八十八年に至り、頑迷なるジェームズ二世の廢位、革命的議會の決議によるウィリアム及びメリーの即位に由りて決定的と爲れる解決を以つて終熄し、王權派政治理論に對する議會派の其れは最後の勝利を見るに至れり。然れども一千六百八十八年の光榮革命は共和政治にも、又平等の理論にも何等の信念を有することなき保守的にして實際的な人々の手に成れる事業なりき。彼れ等は神權說に反對しながらも、立憲君主政體を欲求せり。社會契約說は彼れ等の手中に於ける攻防兩様の武器と看做されたり。而して此の革命時代の政治的及び經濟的思索を總括せる者はジョン・ロック(John Locke)なり。

ホイッグ黨革命の代辯人たるジョン・ロックの著 *Two Treatises of Government*. In the *Former the False Principles and Foundation of Sir Robert Filmer and his Followers are detected and Overthrown. The Latter is an Essay concerning the true Original, Extent, and End of Civil*

Government, 1690. の第一論文はアレン(J. W. Allen)の語を以つてすれば、實に不面目なる黨派的ジャーナリズムの一種と見る可きものなり。アレンは彼れがフルマ―を論ずに當りて、其の Patriarcha のみを讀んで、彼れの他の著述に及ばざりしことを難ぜり。(The Social & Political Ideas of Some English Thinkers of the Augustan Age, ed. by F. J. C. Hearnshaw, 1928, p. 27.) 尙ほアレンは政治的思想家としてのフルマ―を以つて、ロックよりも遙かに深遠にして、遙かに獨創的なものと做せり。(ibid., p. 45.) 然れどもラスキ(Horald J. Laski)は、ロックがフルマ―の如き弱敵を撃破するが爲めに其の知力を浪費し、其の手近に存したるホッブズの著と鋒を交へざりしことを遺憾とせり。而も斯くの如きは疑ひもなく「教會」を以つて「國家」の一部局に過ぎざるものと觀、而してスチュアート諸王の權原よりもクロムウェルの其れを少なく正當視することなかりしホッブズが王政復古の王黨員の間に不詳なりしに基くものなり。(Political Thought in England from Locke to Bentham, 1920, p. 33.) 而して此の著の第二論文は國家及び統治の系統的構成的なる理論を表明せんとせるものなり。社會契約の總念中に包含せられたる自然權の舊理論は彼れに於

いて實際的所要の認識によりて喚起せられたる所のものと相闘ひつゝあるなり。初め蘇格蘭のメリー女王の廢位を正當視するが爲めに草せられたるデューデブ・カン(George Buchanan)の On the Sovereign Power among the Scots, 1579. 中に現るゝが如き君主と其の臣民との間の契約の概念は、次いで教會統治に關する論争の所産たるリチャード・フッカー(Richard Hooker)の Of the Laws of Ecclesiastical Polity. 中に表明せられたるが如き「總べての公の統治は結局之れを以つて便宜且つ必要なりと判斷する、人々の間に於ける慎重なる意見、協議及び和解より生じたるが如し」(ibid., Bk. I. c. 10.) と云ふ集團の成員間に於ける契約の概念と爲れり。而してロックはフッカーの所説を合理化せるものなり。

ロックは勞働を以つて私有財産の權原にして、又價值の泉源と觀る。(前掲經濟學前史「七三六―七頁及び六一七 八頁參照」) 而して彼れに従へば、自然の法則は總べての理性的動物に取りて明白なりと雖も、人は自己の問題に對して之れを適用する場合には偏頗なるの虞れあり。政治的社會は彼れ等の爲めに正否の標準たる可き確定不變の法規を設け、公正不偏なる法術、並びに其の宣告を執行する權

力を備ふるなり。(Two Treatise of Government, Bk. II. chap. ix. §§ 124, 125, 126.) 即ち人々は一の社會契約に依りて生命、自由及び財産に對する彼れ等の自然權が保存せらるゝの保證に代へて、自然法を解釋し施行する彼れ等自身の權利を拋棄し、國家を形成して統治に服するなり。斯くてロックの所謂契約は特定の限定的のものにして、ホッブズに於けるが如く、個人は永く彼れ等の選める主權者に其の權利を一般的に讓渡せるものに非ず。加之、拋棄せられたる權力は一人若しくは一機關に授與せられずして、共同體全體に授與せらるゝなり。彼れの解釋に據れば、共同體は彼れ等自身的手中に最高權を保留するなり。

曾つて「宗教改革の曉星」は、自己の權威を以つて小農共同團體を保護する善良なる國王を理想と做せるが、今や「ホイッグ黨の哲學者」は專制君主政治を排し、近代的議院政治の到來を告示すると共に、人々が國家を形成し、統治權に服する主要なる大目的を以つて、彼れの所謂、一般的名稱に於ける「財産」(property)即ち生命、自由及び財産の保存に在りと觀るに至れるなり。

人民主權の理論は帝王神權の説に代れり。然れども當時に於ける「人民」は尙ほ

未だ商業及び産業階級に限定せられたり。ロックは其の純經濟上の論著に於いて最も熱心なる貿易差額論者たる面目を發揮せり。彼れは貨幣定量説を信奉しながら、不利なる貿易の平衡は報酬の最上なる所に赴くの傾向ある我が人民を拉し去るの危険に陥らしむるものなり」と稱して、マーカンチスト流の立脚地に踏み止まれり。(Some Considerations, 1692, p. 78.) 彼れに取りての問題は商業主義的見地よりして、如何にして國産を發達せしむるを得可きか、而して之れが爲めには如何に貧民の勞働を利用するを得可きかに存したるなり。而して彼れの私有財産擁護論の根據を與へたる勞働價值説は又次第に技術的及び工業的方面に向つて發展せんとしつゝある近代的傾向に對して哲學的基礎を與へたるものなり。而も彼れは國家の主權者たる「人民」の範圍が著しく擴張せられたる時、財産は勞働に其の起源を有すと做す彼れの學説が如何に危険なる理論的發展を爲す可きかを恐らくは豫知することなかりしなる可し。